

# 監 査 結 果 報 告 書

平成31監査年度 第1回

(平成31年3月～令和元年8月定期監査)

(平成31年4月～令和元年8月財政的援助団体等監査)

令和元年9月

奈 良 県 監 査 委 員

## 目 次

第1 定期監査 -----	1
1 監査の実施方針 -----	1
2 監査における重点事項 -----	1
3 委員実地監査実施日 -----	2
4 監査対象機関 -----	2
5 監査の結果 -----	3
(1) 部局別指摘事項等件数一覧 -----	3
(2) 指摘事項等の内容別 -----	5
(3) 所属別 -----	9
ア 本庁	
知事公室 -----	9
総務部 -----	11
地域振興部 -----	15
観光局 -----	19
福祉医療部 -----	19
医療・介護保険局 -----	21
医療政策局 -----	22
こども・女性局 -----	25
暮らし創造部 -----	27
景観・環境局 -----	28
産業・雇用振興部 -----	29
農林部 -----	31
県土マネジメント部 -----	34
まちづくり推進局 -----	36
会計局 -----	39
水道局 -----	40
議会事務局 -----	40
教育委員会 -----	40
行政委員会 -----	45
警察本部 -----	45
イ 出先機関	
知事公室 -----	46
地域振興部 -----	48
福祉医療部 -----	48
医療政策局 -----	49
こども・女性局 -----	49
暮らし創造部 -----	50
景観・環境局 -----	51
産業・雇用振興部 -----	52

農林部 -----	53
県土マネジメント部 -----	54
まちづくり推進局 -----	55
教育委員会 -----	57
警察本部 -----	65
ウ 参照資料 -----	66
第2 財政的援助団体等監査 -----	69
1 監査の実施方針 -----	69
2 監査実施状況 -----	69
3 監査の結果 -----	69
指摘事項等件数 -----	69
指摘事項等の内容別 -----	69
4 監査実施団体の概要及び監査の結果 -----	70
奈良県土地開発公社 -----	70
奈良県道路公社 -----	72
（公財）奈良県暴力団追放県民センター -----	74
平城宮跡にぎわいづくり実行委員会 -----	76
ムジークフェストなら実行委員会 -----	76

## 第1 定期監査

### 1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

### 2 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、平成31年度監査実施計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

#### 支出負担行為の時期等について

支出負担行為制度は県の債務の負担に関する統制のための制度であり、また、予算執行上の統制のための制度である。支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となる契約その他の行為（地方自治法第232条の3）であり、支出しようとするときは、これに先立って必ず行うべきものである。

支出負担行為として整理する時期については、次の3つに分けることができる。

- (1) 支出決定のとき。
- (2) 契約を締結するとき。
- (3) 請求のあったとき。

備品購入費、工事請負費等契約を必要とする経費は、契約を締結するときに支出負担行為をしておかなければならないが、平成30年度監査年度の定期監査において、支出負担行為決議書を実際に財務会計システムに入力した日が契約日の日付から長期間経過した後の日付となっているものが散見された。

契約を締結しようとするときは、原則として、遅滞なく契約書を作成しなければならない。支出負担行為の遅延は、契約成立及び効力発生の要件となる契約書の作成の遅延につながり、ひいては、契約書が作成されないまま契約の履行が進められることにつながるおそれがある。

そこで、支出負担行為の時期等について、法令遵守意識の徹底を図るとともに、会計事務等の適正化を図ることを目的として、監査を実施する。

### 3 委員実地監査実施日

平成31年3月8日～令和元年8月22日

### 4 監査対象機関

本庁及び出先機関の149所属（本庁112所属、出先機関37所属）について実地に監査を実施した。なお、本監査結果は平成30年度の組織（平成31年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実 地 監 査		所 管 部 局	実 地 監 査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	8(8)	3(0)	農 林 部	11(11)	3(2)
総 務 部	9(9)	0(1)	県土マネジメント部	11(11)	1(0)
地 域 振 興 部	11(12)	1(2)	まちづくり推進局	10(10)	3(2)
観 光 局	3(2)		会 計 局	1(1)	
福 祉 医 療 部	5(4)	5(6)	水 道 局	1(1)	
医療・介護保険局	3(3)		議 会 事 務 局	1(1)	
医 療 政 策 局	6(8)	1(0)	教 育 委 員 会	11(11)	13(16)
こども・女性局	3(3)	1(2)	行 政 委 員 会	3(1)	
くらし創造部	5(5)	2(1)	警 察 本 部	1(1)	1(4)
景 観 ・ 環 境 局	3(3)	1(0)	合 計	112	37
産 業 ・ 雇 用 振 興 部	6(6)	2(2)		(111)	(38)

※（ ）内の数字は、昨年度第1回報告（平成30年2月～8月定期監査分）の機関数

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

## 5 監査の結果

### (1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指 摘 事 項								注 意 事 項					意 見					合 計		
	予 算 執 行	収 入	支 出	契 約	補 助 金 等	財 産	物 品	公 用 車	執 行 体 制	予 算 執 行	収 入	支 出	契 約	物 品	執 行 体 制	予 算 執 行	収 入	支 出		契 約	財 産
知事公室			5	3								2	1	1						12	
総務部	1		1	3								3				2				10	
地域振興部			2	2						1	1	5								11	
観光局				2																2	
福祉医療部			1	2					1		1	3								8	
医療・介護保険局				1							1									2	
医療政策局			1	5	1						3	1								11	
こども・女性局				2		1					2	1								6	
くらし創造部				1				1			1	5								8	
景観・環境局				1						1	1	1								4	
産業・雇用振興部				4				1			2			2				1	1	11	
農林部			1	2							3	5								11	
県土マネジメント部				2							4		1							7	
まちづくり推進局		2	1	2						3	1	4		1						14	
会計局											1						1			2	
水道局																					
議会事務局			1																	1	
教育委員会			10	14			1		1	3	2	2		5	1					39	
行政委員会			2																	2	
警察本部			2					1												3	
小計	1	2	27	46	1	1	1	2	1	2	8	28	28	2	8	1	2	1	1	1	164
合計	82 (27)								76 (61)					6 (9)					164 (97)		

※ ( ) 内の数字は、昨年度第1回報告（平成30年2月～8月定期監査分）の件数

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

## ※定期監査の結果の取扱い基準

### 1 指摘事項

監査委員が違法不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

### 2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

### 3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

## (2) 指摘事項等の内容別

### (ア) 指摘事項(82件)

項目		内容	件数	対象所属
予算執行	予算執行	予算の配当の遅延について	1	財政課
収入	収入の調定	行政財産使用料等の調定事務の遅延について	1	住まいまちづくり課
		奈良県立都市公園条例に基づき徴収する使用料等の調定漏れ及び調定事務の遅延について	1	中和公園事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	18	広報広聴課、統計課、安全・安心まちづくり推進課、行政経営・ファシリティマネジメント課、地域政策課、文化振興課、マーケティング課、住まいまちづくり課、議会事務局、教育委員会企画管理室、福利課、文化財保存事務所、人事委員会事務局、監査委員事務局、旅券事務所、外国人支援センター、吉野保健所、高田警察署
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	6	保健体育課、奈良情報商業高等学校、磯城野高等学校、大和広陵高等学校、大淀高等学校、県警本部
	支出命令	委託料の誤払について	1	奈良北高等学校
		調査委託契約における前払金の過払について	1	病院マネジメント課
	資金前渡	資金前渡職員の異動に係る資金前渡の精算手続の不備について	1	磯城野高等学校
契約	随意契約	随意契約によることのできる場合の上限額を超える契約の締結について	2	こども家庭課、産業振興総合センター
		工事の不適切な分割発注について	1	高田高等学校
	契約書	業務委託契約に係る不適切な事務処理について	1	奈良西養護学校
		賃貸借契約の手続の不備について	1	競輪場



項 目		内 容	件数	対 象 所 属
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	39	防災統括室、消防救急課、総務厚生センター、税務課、管財課、市町村振興課、うだ・アニマルパーク振興室、長寿・福祉人材確保対策課、医療保険課、地域医療連携課、医師・看護師確保対策室、健康推進課、疾病対策課、薬務課、こども家庭課、産業振興総合センター、担い手・農地マネジメント課、道路管理課、学校支援課、教職員課、学校教育課、生徒指導支援室、文化財保存課、消防学校、保健研究センター、野外活動センター、景観・環境総合センター、競輪場、農業研究開発センター、流域下水道センター、中和公園事務所、奈良春日野国際フォーラム、奈良朱雀高等学校、山辺高等学校、高田高等学校、青翔高等学校、十津川高等学校、奈良西養護学校、二階堂養護学校、
		支出負担行為及び変更契約書の作成の遅延について	2	ならの観光力向上課、インバウンド・宿泊戦略室
補助金	交付事務	補助金の不適切な事務処理について	1	地域医療連携課
財産	その他	登記手続の遅延について	1	こども家庭課
物品	物品の取得、処分	自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について	1	磯城野高等学校
公用車	公用車	公用車の使用中の事故による損傷について	2	産業振興総合センター、県警本部
執行体制	執行体制	キャンプ補助員の採用に係る手続の不備について	1	野外活動センター

(イ) 注意事項(76件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
予算執行	予算執行	予算の再配当の遅延について	1	福祉医療部企画管理室
		赴任旅費の過年度支出について	1	大淀高等学校
収入	収入の調定	行政財産使用料等の調定漏れ及び調定事務の遅延について	1	奈良情報商業高等学校
		高等学校授業料の調定事務の遅延について	1	大淀高等学校
	収入事務	現金出納簿の検査等の未実施について	1	樞原文化会館
		奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するための振替通知書等の金額の誤りについて	1	廃棄物対策課
		証紙収納実績の報告誤りについて	1	建築安全推進課
		証紙の消印漏れについて	1	建築安全推進課
		証紙収納実績の報告漏れについて	1	県有施設営繕課
		収入証紙収納簿の記載誤りについて	1	磯城野高等学校
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	13	総務部企画管理室、文化資源活用課、福祉医療部企画管理室、介護保険課、病院マネジメント課、景観・自然環境課、奈良の木ブランド課、技術管理課、河川課、建築安全推進課、会計局、中央こども家庭相談センター、森林技術センター
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	法務文書課
		負担金の誤払について	1	農業研究開発センター
	支出命令	前渡資金の目的外使用について	1	産業振興総合センター
		資金前渡に係る不適切な事務処理について	2	防災統括室、消防学校
		公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	2	薬務課、道路管理課
	資金前渡	資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	建設業・契約管理課
		現金出納簿の月例検査の未実施について	1	奈良北高等学校
	その他	通勤手当の誤支給について	1	二階堂養護学校
		郵便切手の過大な保有について	5	管財課、病院マネジメント課、子育て支援課、消費生活センター、競輪場

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	23	国際芸術家村整備推進室、南部東部振興課、奥大和移住・交流推進室、教育振興課、地域福祉課、障害福祉課、子育て支援課、青少年・社会活動推進課、スポーツ振興課、人権施策課、消費・生活安全課、環境政策課、農業水産振興課、農村振興課、林業振興課、森林整備課、公園緑地課、奈良公園室、人権・地域教育課、郡山保健所、精神保健福祉センター、消費生活センター、奈良北高等学校
	契約保証金	業務委託に係る契約保証金の不適切な取扱いについて	1	国際芸術家村整備推進室
		契約保証金の受入事務の遅延について	1	農業研究開発センター
		契約保証金免除に係る不適切な事務処理について	2	奈良公園室、平城宮跡事業推進室
履行確認	委託業務の自己評価に対する評価等の未実施について	1	旅券事務所	
物品	物品の取得、処分	物品の寄附受納手続の不備について	1	消防学校
		タクシー乗車券の不適切な管理について	1	道路管理課
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	8	産業振興総合センター、競輪場、中和公園事務所、奈良朱雀高等学校、高田高等学校、奈良北高等学校、十津川高等学校、二階堂養護学校

### (ウ)意見事項(6件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
予算執行	予算執行	県立学校の健康診断業務委託に係る予算令達について	1	保健体育課
収入	未収金	未収金対策について	1	行政経営・ファシリティマネジメント課
		県税に係る未収金の回収について	1	税務課
支出	その他	支出負担行為事務の適正化に向けた指導強化について	1	会計局
契約	契約書	高等技術専門校の職業訓練委託契約に係る契約事務について	1	雇用政策課
財産	その他	公有財産の有効活用について	1	産業振興総合センター

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

### (3)所属別

#### (ア)本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	秘書課	令和元年 7月8日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	広報広聴課	令和元年 7月8日	<b>支出負担行為の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計 427,460円)認められた。上記のうち1件では、会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	政策推進課	令和元年 7月8日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	統計課	令和元年 7月8日	<b>支出負担行為の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされている

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>が、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 5 件(契約額合計 530,160 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	国際課	令和元年 7月8日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	防災統括室	令和元年 8月7日	<p><b>資金前渡に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>資金前渡職員は、登記原因の発生の都度その内容を現金出納簿に記入し常に資金の状況を明らかにしなければならないのに、平成 30 年度において、日付、摘要の記載誤りなど現金出納簿に適時適切に登記していなかった事例が 6 件認められた。</p> <p>また、資金前渡職員は、資金前渡を受けた公課費（1 件 34,200 円）について精算をすべき期間内に精算を行わなければならないのに、6 月以上経過した予備監査時点でも精算を行っていなかった。</p> <p>さらに、所属長は、毎月末日に現金出納簿等の資金前渡職員の保管する書類を月例検査することとされているのに、上記の事態が発生した各月において月例検査を行っていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき適正な事務処理を行うとともに、内部のチェック体制の整備に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 29 年度及び平成 30 年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 2 件(契約額合計 2,866,540 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 1 件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、② 1 か月以上 3 か月未満の事例が 1 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の 2 件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努め</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			るとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	消防救急課	令和元年 8月7日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額等合計 131,644,392 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 427,416 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	安全・安心まちづくり推進課	令和元年 8月7日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計 88,992 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
総務部	企画管理室	令和元年 7月26日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の広告掲載契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 131,220 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェッ</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			ク体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)
	法務文書課	令和元年 7月26日	<p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額等合計145,920円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは、支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件(契約額29,160円)では、それを行わないまま契約をしていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
	行政経営・ファシリティマネジメント課	令和元年 7月25日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額15,120円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>未収金対策について</b></p> <p>未収金対策の取組については、「税外未収金にかかる債権管理の適正化に関する指針」に基づいて全庁的に取り組んでいるところであり、未収金対策推進連絡会議のもと、積極的な情報交換や研修会を行うほか、未収金を所管する課に数値目標を設定させ、過年度未収金の削減や現年度未収金発生の抑制について進捗管理を行うなどの取組を行っている。また、平成25年度の行政監査(税外未収金等にかかる債権管理について)の結果を踏まえ、「税外債権の管理マニュアル」「税外債権の管理マニュアル(債権整理編)」「支払督促申立の手引き」を作成するなど、未収金を所管する所属の債権回収を支援する取組を行っている。平成30年度では多額の未収金を所管する課に対しヒアリングを実施し、未収金削減の課題の把握に努めるとともに、適正な債権管理を求めている。</p> <p>しかし、直近の決算で見ると、税外未収金の残高は平成30</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>年度末において総額で41億9,795万円と多額であり、中小企業高度化資金貸付金等で減少している一方で、修学支援貸付金等で増加している。</p> <p>未収金の解消は財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められていることから、引き続き実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれない。</p> <p>(意見事項)</p>
	人事課	令和元年 7月25日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	総務厚生センター	令和元年 7月26日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額等合計 2,880,284 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 149,040 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	財政課	令和元年 7月25日	<p><b>予算の配当の遅延について</b></p> <p>予算執行に当たって、部局長は予算の配当を受け、支出負担行為担当者が、委託料、工事請負費等については、業務実施前に支出負担行為を行い、その内容について会計管理者等に協議するなどすることとなっている。</p> <p>管財課及び情報システム課が実施した新年度の組織変更に対応するための庁内改修等委託契約6件(契約額合計 5,039,366 円)について、予算に関する事務等を所掌する財政課は業務実施前に予算の配当の事務を行うべきであるのに、業務完了後に行っていたため、上記6件の契約に係る支出負担行為が業務完了後に行われていた。</p> <p>業務完了後の予算の配当では、両課が適時適切に支出負担行為等の事務処理を行うことができないことから、今後</p>



部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>は、奈良県会計規則等に基づき適切な事務処理を行うことができるよう、財政課は、両課と十分協議、調整した上で、奈良県予算規則等に基づき、適時に予算の配当の事務を行うべきである。 (指摘事項)</p>
	税務課	令和元年 7月25日	<p><b>県税に係る未収金の回収について</b>          県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでおり、また、市町村との連携による個人県民税の協働徴収や自動車税コールセンターの設置により、多額の未収金がある個人県民税、自動車税の徴収の強化にも努めている。このことにより、平成30年度の県税徴収率は、平成29年度に比べ0.2ポイント上昇し98.0%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。          しかしながら、未だ平成30年度末で約22億9,438万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で低位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>          委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額等合計43,735,183円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。          契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額702,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。          今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	管財課	令和元年 7月25日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b>          平成30年度末の郵便切手の保有残高は51,795円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。          郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にと</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>どめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>            委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 2 1 件(契約額等合計 49,000,581 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が 1 5 件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、② 1 か月以上 3 か月未満の事例が 5 件、③ 3 か月以上の事例が 1 件となっていた。            契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 1 8 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 8 件(契約額合計 32,076,084 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。            今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	情報システム課	令和元年 7月26日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
地域振興部	企画管理室	令和元年 8月6日	同 上
	国際芸術家村整備推進室	令和元年 8月6日	<p><b>業務委託に係る契約保証金の不適切な取扱いについて</b>            業務委託に係る契約保証金について、保険会社と受注者との履行保証保険契約の証券作成日より前に、契約保証金を免除し、業務委託契約を締結している事例 1 件(契約額 199,000,800 円に対する契約保証金 19,900,080 円)が認められた。            今後は、奈良県契約規則に基づき、契約事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>            委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 29 年度の委託契約について、支出負担行為を行う</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>こととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 7,624,800 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	市町村振興課	令和元年 8月5日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件(契約額合計 3,694,998 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 2,840,130 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	南部東部振興課 奥大和移住・交流推進室	令和元年 8月6日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 5,036,785 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の5件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	うだ・アニマルパーク振興室	令和元年 8月6日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 29 年度及び 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 1 2 件(契約額合計 7,657,308 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 8 件(②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が 2 件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③ 1 か月以上 3 か月未満の事例が 3 件、④ 3 か月以上の事例が 1 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 1 8 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 7 件(7,334,868 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	地域政策課	令和元年 8月6日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が 2 件(契約額合計 434,160 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	エネルギー政策課	令和元年 8月5日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	文化振興課	令和元年 8月5日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 43,200 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	文化資源活用課	令和元年 8月5日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 327,726 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
	教育振興課	令和元年 8月5日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 2,000,000 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
観光局	ならの観光力向上課 インバウンド・宿泊戦略室	令和元年 7月26日	<p><b>支出負担行為及び変更契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件(契約額等合計173,323,530円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が7件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>うち1件は、長期継続契約について、契約内容の変更が発生しており、遅滞なく変更契約書を作成する必要があったのに、支出負担行為と同様に変更契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	観光プロモーション課	令和元年 7月26日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
福祉医療部	企画管理室	令和元年 6月11日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額136,404円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>予算の再配当の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結するときとされているが、平成30年度の介護保険課における賃貸借契約について、予算計上課である福祉医療部企画管理室からの予算の再配当が1か月以上遅延したことにより、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額136,404円)認められた。</p> <p>今後は、支出負担行為事務等に遅延等の影響を生じさせることのないよう予算事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	地域福祉課	令和元年 6月11日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の業務委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計100,877,996円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の6件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	監査指導室	令和元年 6月11日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	長寿・福祉人材確保対策課	令和元年 6月11日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計51,073,459円)認められた。その態様の内訳は、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、①1か月以上3か月未満の事例が3件、②3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計50,637,459円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち2件(契約額合計436,000円)では、契約締結時までに予算の流用等の手続により予算を確保していなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	障害福祉課	令和元年 6月11日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計50,837,600円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の5件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p>
医療・介護保険局	医療保険課	令和元年 5月31日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の業務委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から3か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額511,199,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	介護保険課	令和元年 5月31日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額136,404円)認められた。</p>



部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>また、上記の1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の再配当を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	地域包括ケア推進室	令和元年 5月31日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
医療政策局	地域医療連携課	令和元年 7月11日	<p><b>補助金の不適切な事務処理について</b></p> <p>補助金は交付決定の条件により事業を実施すべきものであることから、奈良県補助金等交付規則第4条により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとされているが、交付決定通知書上の交付決定日から7か月後に、実際は交付決定を行っていた事例が1件(10,038,000円)認められた。</p> <p>また、補助金等の指令の決定を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、指令をするときとされているが、交付決定と同様に支出負担行為の事務処理も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	地域医療連携課 医師・看護師確保対策室	令和元年 7月11日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件(契約額合計35,058,562円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件(②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③1か月以上3か月未満の事例が7件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件(契約額合計34,209,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	病院マネジメント課	令和元年 7月11日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成 30 年度末の郵便切手の保有残高は 86,546 円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>調査委託契約における前払金の過払について</b> 平成 29 年度発注の調査委託契約において、平成 29 年度前払金の限度額が平成 29 年度履行高予定額の 10 分の 3 (504,000 円) であるにもかかわらず、受注者からの前払請求に基づき、誤って当該契約における平成 29 年度の支払限度額 (1,680,000 円) を支出していた事例が 1 件 (過払額 1,176,000 円) 認められた。 今後は、調査委託契約の前払金の支出事務について、前払金の支払限度額の確認を徹底するとともに、決裁過程における内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 2 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 1 件 (支出負担行為額 4,998,720 円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>
	健康推進課	令和元年 7月11日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 7 件 (契約額合計 1,607,240 円) 認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が 3 件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、② 1 か月以上 3 か月未満の事例が 4 件となってい</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>た。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 1,260,560 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>
	疾病対策課	令和元年 7月11日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計 8,218,864 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件（契約額合計 8,147,152 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>
	薬務課	令和元年 7月11日	<p><b>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</b></p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 17,350 円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額等合計 1,954,584 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件(うち最長のものは1か月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならない、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならない当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 248,616 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
こども・女性局	女性活躍推進課	令和元年 5月29日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	子育て支援課	令和元年 5月29日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は60,919円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額等合計892,296円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならない、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならない当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計842,400円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するな</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>ど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	こども家庭課	令和元年 5月29日	<p><b>随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について</b>  ノートパソコンの賃貸借契約1件(予定価格 1,189,080円)において、予定価格が随意契約によることができる場合の上限額80万円を超えているのに、誤って随意契約を締結していた。  契約の方法は競争性、透明性、経済性、公正性に最も優れた一般競争入札が原則であることに留意するとともに、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>  委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計2,033,200円)認められた。その態様の内訳は、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、①1か月以上3か月未満の事例が3件、②8か月以上の事例が1件となっていた。  契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。  今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p><b>登記手続の遅延について</b>  こども家庭課では、平成27年8月に中央こども家庭相談センターから平成25年度に取得した建物の登記のための登記嘱託申請依頼を受けたものの、具体的な事務処理を進めておらず、平成31年2月の予備監査実施時点で登記手続を完了させていなかった。このため、同センターでは当該建物を公有財産台帳に登録できない状態が続いていた。  今後は、登記手続を完了できるよう中央こども家庭相談センターとも協力し、速やかに事務を進めるべきである。(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
くらし創造部	企画管理室	令和元年 6月19日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	青少年・社会活動推進課	令和元年 6月19日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計5,928,236円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計4,574,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みきたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
	スポーツ振興課	令和元年 6月19日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計6,901,513円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計6,745,993円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みきたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
人権施策課	令和元年 6月19日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされている</p>	

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>が、平成 30 年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 1 件(契約額 657,000 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の 1 件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	消費・生活安全課	令和元年 6月19日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上 3 か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が 3 件(契約額等合計 5,957,640 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 2 件(契約額合計 2,547,330 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち 1 件(支出負担行為額 3,410,310 円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該業務に係る予算の再配当を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(注意事項)</p>
景観・環境局	環境政策課	令和元年 6月10日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 2 か月以上遅延していた事例が 1 件(支出負担行為額 957,528 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされてい</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>るが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	廃棄物対策課	令和元年 6月10日	<p><b>奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するための振替通知書等の金額の誤りについて</b></p> <p>消印した収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、平成30年3月27日の産業廃棄物処理業許可申請（産業廃棄物収集運搬業）1件に係る更新許可手数料について、73,000円と収入証紙収納簿に記載すべきであるのに、誤って、新規許可手数料の額81,000円を記載したため、証紙収納実績報告書で、平成30年1月から3月分までの金額を誤って報告していた。また、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために会計局に提出する振替通知書でも金額を誤って通知していた。そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料への振替額が、8,000円多くなっている、決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	景観・自然環境課	令和元年 6月10日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 4,602,600円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
産業・雇用振興部	企画管理室	令和元年 7月16日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	地域産業課	令和元年 7月16日	同 上



部局名	所属名	実施日	監査結果
	産業政策課	令和元年 7月16日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	産業振興総合センター	平成31年 3月19日	<p><b>公有財産の有効活用について</b> 産業振興総合センターが産業会館（大和高田市）に設けているビジネスインキュベーター施設は、平成30年11月30日時点で9室中3室しか入居者がおらず、平成29年度までの5年間においても利用実績は12室中2室を上回ることがなく、施設が十分に活用されていない状況となっている。県有資産の有効活用の観点から、施設の稼働率向上等に向け、その対応策を検討されたい。（意見事項）</p> <p><b>前渡資金の目的外使用について</b> 公共料金の資金前渡による支払について、使用料及び賃借料であるNHK受信料の口座振替日を誤認して適時に交付を受けなかったため、役務費である電話料金のために包括前渡された資金で一時的に支払をしていた事例が1件（金額 13,990円）認められた。 今後は奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p><b>随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について</b> コンプレッサーの賃貸借契約1件（予定価格 2,268,000円）において、予定価格が随意契約によることができる場合の上限額80万円を超えているのに、誤って随意契約を締結していた。 契約の方法は競争性、透明性、経済性、公正性に最も優れた一般競争入札が原則であることに留意するとともに、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件（契約額合計 2,530,555円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③3か月以上の事例が2件（うち最長のものは6か月以上）となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 1,974,312 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p> <p><b>公用車の使用中の事故による損傷について</b> 公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合 100 % のもの1件、県側損害額 1,749,983 円）が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 （指摘事項）</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b> 今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 （注意事項）</p>
	企業立地推進課	令和元年 7月16日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	雇用政策課	令和元年 7月16日	<p><b>高等技術専門校の職業訓練委託契約に係る契約事務について</b> 高等技術専門校では平成30年9月末時点で37件の職業訓練委託契約を締結しており、雇用政策課が業者選定、受講者の募集、決定、契約書案の作成等、当該契約締結に必要な事務を担っている。</p> <p>雇用政策課では受講者が十分に確保できない場合には不足する受講者を確保するために必要な調整を行うなど、事務処理に時間を要しているため、高等技術専門校へ事務を引き継いだ時点で、高等技術専門校では適時に支出負担行為を行うことが困難となっており、平成30年9月末時点で16件の契約について、支出負担行為を行うこととされている時期から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた。今後は適正な契約事務を実施できるよう、その対応策を検討されたい。 （意見事項）</p>
農林部	企画管理室	令和元年 7月23日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

部局名	所属名	実施日	監査結果
	マーケティング課	令和元年 7月22日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 169,874 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	農業水産振興課	令和元年 7月22日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 1,000,000 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	農業経済課	令和元年 7月22日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	畜産課	令和元年 7月22日	同 上
	担い手・農地マネジメント課	令和元年 7月22日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 2,243,810 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上の事例が1件となっていた。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならない、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならない当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 1,940,400 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	農村振興課	令和元年 7月23日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の工事請負契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額等合計 64,643,000 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならない、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならない当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 4,950,000 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	林業振興課	令和元年 7月23日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 260,000 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならない、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならない当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	新たな森林管理体制準備室	令和元年 7月23日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良の木ブランド課	令和元年 7月23日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(支出負担行為額合計3,012,768円)認められた。</p> <p>また、上記の2件では、特にやむを得ない事情がないのに、平成30年度の業務開始日までに当該契約に係る予算の再配当を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	森林整備課	令和元年 7月23日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が21件(契約額合計129,630,830円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の21件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
県土マネジメント部	企画管理室	令和元年 7月19日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

部局名	所属名	実施日	監査結果
	建設業・契約管理課	令和元年 7月18日	<p><b>資金前渡に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>建設業統計調査(平成30年5月分)に係る後納郵便料金(9,450円)について、資金前渡職員に対する前渡資金の交付のための支出を誤って二重に行っていた。また、資金前渡職員は、現金の出納を現金出納簿に適時に登記していなかったため、誤って二重に交付された上記の前渡資金に気づかず、その精算が7か月以上遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金の管理を行われたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	用地対策課	令和元年 7月18日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	技術管理課	令和元年 7月18日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延していた事例が4件(支出負担行為額合計 158,591,520円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	道路建設課	令和元年 7月18日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	道路環境課	令和元年 7月18日	同 上
	道路管理課	令和元年 7月19日	<p><b>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</b></p> <p>公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料について、納車日の後に支出していた事例が2件(保険料合計 62,460円)認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>タクシー乗車券の不適切な管理について</b></p> <p>タクシー乗車券の使用に当たっては、券使用者は未使用の場合、当該乗車券を取扱責任者に速やかに返還することとされているのに、タクシー乗車券1枚分について、未使用であるのに返還されず、所在不明になっていた。</p> <p>今後は、関係通知に基づき、適正な管理に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 5 件(契約額等合計 130,189,354 円)認められた。その態様の内訳は、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、① 1 か月以上 3 か月未満の事例が 2 件、② 3 か月以上の事例が 3 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 4 件(契約額等合計 114,412,154 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	地域交通課	令和元年 7月19日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	河川課	令和元年 7月19日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上遅延していた事例が 1 件(支出負担行為額 20,000 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	砂防・災害対策課	令和元年 7月19日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	下水道課	令和元年 7月19日	同 上
まちづくり推進局	地域デザイン推進課	令和元年 8月7日	同 上

部局名	所属名	実施日	監査結果
	都市計画室	令和元年 8月7日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	大宮通り新ホテル・交流拠点事業室	令和元年 8月7日	同 上
	公園緑地課	令和元年 7月29日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延していた事例が1件(契約額 7,268,400円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
奈良公園室	令和元年 7月29日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延していた事例が2件(支出負担行為額合計 18,238,295円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>業務委託契約に係る契約保証金について、保険会社と受注者との履行保証保険契約の締結日より前に、契約保証</p>	



部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>金を免除し、業務委託契約(契約額 344,744,386 円)を締結していた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	平城宮跡事業推進室	令和元年 7月29日	<p><b>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>業務委託契約に係る契約保証金について、受注者が委託した工事履行保証契約の締結日より前に、契約保証金を免除し、建築工事監理業務委託契約(契約額 864,000 円)を締結していた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	住まいまちづくり課	令和元年 7月29日	<p><b>行政財産使用料等の調定事務の遅延について</b></p> <p>奈良県行政財産使用料条例に基づき徴収する平成30年度使用料等について、調定すべき日から1か月以上3か月未満遅延していた事例が20件(調定額合計 1,921,474 円)、3か月以上遅延していた事例が1件(調定額合計 4,596 円)認められた。そして、上記の21件では、納期限経過後に納入通知書を発していた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(支出負担行為額 36,567,720 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	建築安全推進課	令和元年 7月29日	<p><b>証紙収納実績の報告誤りについて</b></p> <p>消印した収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、建築安全推進課所管の建築士免許手数料について、1,248,000 円と証紙収納実績報告書に記載すべきであるのに、誤って、1,036,800 円と記載して報告していた。また、建築士事務所登録手数料について、3,041,500 円と証紙収納実績報告書に記載すべきであるのに、誤って、3,014,000 円と記載して報告していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>証紙の消印漏れについて</b>  開発登録簿写し交付手数料の平成 30 年度の証紙収納について、奈良県収入証紙条例施行規則に定められた消印を行っていない事例が 10 件（証紙収納額合計 15,040 円）認められた。  今後は、規則に基づき、適正に処理されるよう複数の職員によるチェック体制を講ぜられたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b>  委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約について、国の交付決定通知を收受し、支出負担行為を行うことが可能になった日から 1 か月以上 3 か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が 3 件（契約額合計 190,000 円）認められた。なお、契約締結日からは 7 か月以上遅延していた。  今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	県有施設営繕課	令和元年 7月29日	<p><b>証紙収納実績の報告漏れについて</b>  消印した収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告し、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために振替通知書を会計局に提出することとされているが、県有施設営繕課所管の証明事務手数料の 1 件（500 円）について、誤って、証紙収納実績報告書に計上しておらず、また、振替通知書も提出していなかった。そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の県土マネジメント関係証明事務手数料への振替額が、500 円少なくなっていて、決算額にも影響していた。  今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	営繕プロジェクト推進室	令和元年 7月29日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
会計局	会計局	令和元年 8月8日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b>  委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこ</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>ととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 1 件(支出負担行為額 895,536 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為事務の適正化に向けた指導強化について</b></p> <p>平成 31 監査年度の定期の財務監査において、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が、令和元年 7 月末時点で 70 課等、379 件(契約額等合計 2,160,218,570 円)認められた。</p> <p>支出負担行為は、予算執行の統制のための手続であり、委託料、工事請負費等の経費については、県の支出の原因となる契約を締結するときに行うこととされている手続であることから、支出負担行為の遅延は、予算執行の統制が不十分になるとともに、契約書の作成の遅延につながり、ひいては、契約書が作成されないまま契約の履行が進められることにつながるおそれがある。</p> <p>会計局では、平成 31 年 3 月に、「会計事務処理ミス重点対策要領」を作成し、支出負担行為の遅延等について、要因、対処方法等を周知したところであるが、支出負担行為を遅延して行っている担当課等が多数認められるため、今後も、各担当課等に対し、法令遵守の徹底と会計事務等の適正化を図らせるよう、引き続き指導を徹底されたい。(意見事項)</p>
水道局	水道局	令和元年 8月8日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
議会事務局	議会事務局	令和元年 8月8日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 14 件(契約額合計 2,577,096 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
教育委員会	企画管理室	令和元年 8月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこ</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>ととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の広告掲載契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が 1 件（契約額 16,200 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	教育振興大綱推進課	令和元年 8月21日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	福利課	令和元年 8月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が 1 件（契約額 58,565 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	学校支援課	令和元年 8月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 29 年度及び 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 10 件（契約額等合計 53,058,132 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 3 件（②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が 1 件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③1 か月以上 3 か月未満の事例が 4 件、④ 3 か月以上の事例が 3 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 9 件（契約額等合計 53,011,692 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努め</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>るとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	教職員課	令和元年 8月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>            委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額等合計 12,138,824 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件、③3か月以上の事例が1件となっていた。            契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(1,944,000 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。            また、契約書を作成するときは、支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件(契約額 1,865,000 円)では、それを行わないまま契約をしていた。            今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	学校教育課 生徒指導支援室	令和元年 8月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>            委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が16件(契約額合計 31,536,576 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が3件(②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③1か月以上3か月未満の事例が13件となっていた。            契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち13件（契約額合計 30,739,680 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>
	人権・地域教育課	令和元年 8月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 772,000 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
	保健体育課	令和元年 8月21日	<p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件（契約額 2,015,459 円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の1件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p><b>県立学校の健康診断業務委託に係る予算令達について</b></p> <p>保健体育課は各県立学校の平成30年度の健康診断業務委託に係る委託料の予算について44校（計 22,190,000 円）</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>に対し平成 30 年 5 月 1 日に令達しているが、県立学校で予算令達前に事業に着手していた事例が、監査で確認できた範囲では少なくとも 13 校 37 件の委託契約（契約額合計 4,455,111 円）で認められた。</p> <p>各県立学校において適正に健康診断業務委託に係る事務を進めることができるよう、令達の時期等を検討されたい。 (意見事項)</p>
	文化財保存課	令和元年 8月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 29 年度及び 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 6 件(契約額合計 11,780,047 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が 1 件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、② 1 か月以上 3 か月未満の事例が 4 件、③ 3 か月以上の事例が 1 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の 6 件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	文化財保存事務所	令和元年 8月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 29 年度及び 30 年度の委託契約等にあつては、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 18 件(契約額合計 6,464,602 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が 17 件（②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が 8 件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③ 1 か月以上の事例が 1 件となっていた。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
行政委員会	人事委員会事務局	令和元年 8月19日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の広告掲載契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 140,400円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	監査委員事務局	令和元年 8月19日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件(契約額 44,280円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	労働委員会事務局	令和元年 8月8日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
警察本部	県警本部	令和元年 7月30日	<p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計 183,600円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件(契約額 151,200円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>



部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p><b>公用車使用中の事故による損傷について</b></p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合 100 % のもの 5 件、県側損害額 374,420 円）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。（指摘事項）</p>

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	旅券事務所	平成 31 年 3 月 18 日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が 2 件（契約額合計 88,560 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p><b>委託業務の自己評価に対する評価等の未実施について</b></p> <p>奈良県旅券発給委託業務の実施に当たり、旅券事務所は、契約書に基づき委託業者から提出された業務実施評価書について評価を行うこととなっているが、平成 30 年 7 月 10 日に提出された業務実施評価書に業務改善が必要となる自己評価が記載されていたにもかかわらず、その自己評価に対する評価を行っていなかった。また、旅券事務所の評価の結果を通知、協議するために旅券事務所と委託業者で構成する業務品質向上委員会を開催することとなっているが、同委員会を開催していなかった。</p> <p>業務の履行状況について評価を行い、その結果を委託業者に通知し、適切な指示等を行うことで業務の改善を図らせることは、委託事業の P D C A サイクル(計画、実行、評価、改善)を十分に機能させることとなり、業務の適正な遂行のために重要なプロセスである。</p> <p>今後は、委託業務の改善が図られるよう、適時に評価を行い、業務品質向上委員会を開催することとされたい。（注意事項）</p>
	外国人支援センター	平成 31 年 3 月 19 日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の備品購入契約について、支出負担行為を</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>納品後に行っていた事例が1件(契約額 36,504 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	消防学校	平成31年 4月18日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 1,181,952 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち1件(契約額 91,800 円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>資金前渡に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>平成30年度に取得した車両の車庫証明申請に当たって、所属長が資金前渡として支出した事務手数料(10,860 円)のうち、保管場所申請手数料(2,100 円)及び標章交付手数料(500 円)については、資金前渡職員が事前に証紙を前渡資金により購入のうえ業者に交付すべきであり、また、業者の事務手続きに係る手数料(8,260 円)については、所属長が資金前渡によらず直接業者に対して支出すべきであったのに、資金前渡職員がこれらを一括して業者に対し上記の前渡資金により支払っている事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、その他関係法令等に基づき、資金前渡に係る事務処理を適正に行うとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p><b>物品の寄附受納手続の不備について</b></p> <p>物品の寄附を受けたときは、備品管理簿に登記し、物品受贈調書を作成することとなっているが、平成 30 年度に寄附を受けた救急自動車 1 台について、備品管理簿に登記されておらず、物品受贈調書も作成されていない事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
地域振興部	橿原文化会館	平成 3 1 年 4 月 1 9 日	<p><b>現金出納簿の検査等の未実施について</b></p> <p>平成 29 年度の出納員及び分任出納員が備える現金出納簿について、所属長は、現金出納簿のチェックを全く行っていなかった。</p> <p>会館業務に携わる出納員及び分任出納員は、常時現金を取扱うことから、複数でのチェック体制を整備し適正な現金管理に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
福祉医療部	郡山保健所	令和元年 8 月 2 2 日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上 3 か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が 2 件(契約額等合計 571,128 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 1 8 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1 件(契約額 483,000 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	吉野保健所	平成 3 1 年 4 月 1 9 日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 29 年度の修繕工事契約について、支出負担行為を工事完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が 1 件(契約額 999,615 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	内吉野保健所	平成31年 4月19日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	保健研究センター	平成31年 3月22日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 204,180円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 172,800円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	身体障害者更正相談所	平成31年 3月8日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
医療政策局	精神保健福祉センター	平成31年 3月20日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 642,816円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
子ども・女性局	中央子ども家庭相談センター	平成31年 4月10日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 1 件(支出負担行為額 181,440 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
くらし創造部	野外活動センター	平成 31 年 4 月 18 日	<p><b>キャンプ補助員の採用に係る手続の不備について</b></p> <p>野外活動センターのキャンプ補助員の採用に当たっては、県の日日雇用職員取扱要領を準用し、所属長の決裁を経て主管課長宛てに採用協議を行い、主管課長の承認を得て採用することとなっているが、平成 30 年度のキャンプ補助員の採用について、これらの手続を経ずに勤務させ、その賃金を支出していた事例が 6 件（6 人の延べ勤務日数 45 日、賃金額合計 273,470 円）認められた。</p> <p>また、日日雇用職員を採用する場合は、労働基準法第 15 条及び県の日日雇用職員取扱要領に基づいて、採用通知書兼採用条件承諾書を作成し、本人に交付することとされているが、監査実施（平成 30 年 12 月）までの間、これを作成していなかった。</p> <p>今後は、労働基準法第 15 条及び県の日日雇用職員取扱要領に基づき、キャンプ補助員の採用事務について、適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある執行体制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 3 件(契約額合計 2,224,880 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の 3 件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	消費生活センター	平成31年 3月19日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は63,463円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額77,760円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記の1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>
景観・環境局	景観・環境総合センター	平成31年 3月22日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が8件(契約額合計2,180,994円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件(契約額合計1,921,578円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努め</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>るとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
産業・雇用振興部	競輪場	平成31年 4月24日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成29年度末の郵便切手の保有残高は165,126円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>賃貸借契約の手続の不備について</b> 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、平成30年度の駐車場・場内用地の賃貸借契約14件(10箇所 契約額合計26,284,247円)のうち、契約書を作成していないものが1件(駐車場用地1箇所 契約額1,127,205円)認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、すみやかに契約手続を進めるとともに、適正な事務の執行を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件(契約額合計137,818,717円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件、③3か月以上の事例が2件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計32,309,600円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなくてはならないが、上記のうち6件(契約額合計102,828,008円)では、それを行わないまま契約書を作成し</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>ていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	高等技術専門学校	平成31年 3月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
農林部	中央卸売市場	平成31年 3月22日	<p>同 上</p>
	農業研究開発センター	平成31年 4月24日	<p><b>負担金の誤払について</b></p> <p>平成30年度の負担金(土地改良区賦課金)について、相手方の請求に基づき上半期分の負担金額 165,530 円を支出すべきであるのに、1年間の負担金額 331,050 円を誤って支出し、後日その差額 165,520 円の返還を受けていた事例が認められた。</p> <p>今後は、負担金等の支出事務について、請求金額等の確認を徹底するとともに、決裁過程における内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>契約保証金の受入事務の遅延について</b></p> <p>奈良県契約規則第19条第1項ただし書き(契約保証金の全部又は一部の免除)に該当する場合を除き、契約者は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならないとされているが、平成30年度の業務委託契約について、契約保証金の受入れが2か月以上遅延していた事例が1件(契約額 523,800 円に対する保証金 52,380 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、契約事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p>



部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 6 件(契約額合計 2,169,286 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 1 件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、② 1 か月以上 3 か月未満の事例が 3 件、③ 3 か月以上の事例が 2 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 3 件(契約額合計 676,726 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち 2 件(契約額合計 968,760 円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	森林技術センター	平成 31 年 4 月 12 日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 1 件(支出負担行為額 1,458,864 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
県土マネジメント部	流域下水道センター	平成 31 年 3 月 18 日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 30 件(契約額等合計 121,439,846 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 3 件、業務完了前であるが支出負担</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>行為の遅延期間が、② 1 か月以上 3 か月未満の事例が 2 7 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 1 8 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 3 件（契約額合計 3,151,440 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
まちづくり推進局	幹線街路整備事務所	平成 3 1 年 3 月 8 日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	中和公園事務所	平成 3 1 年 4 月 2 2 日	<p><b>奈良県立都市公園条例に基づき徴収する使用料等の調定漏れ及び調定事務の遅延について</b></p> <p>奈良県立都市公園条例に基づき徴収する平成 30 年度使用料等について、調定漏れの事例が 4 6 件（調定額合計 4,292,223 円）、調定が遅延していた事例が 1 0 件（調定額合計 5,892,981 円）認められた。遅延の態様の内訳は、① 1 か月以上 3 か月未満の遅延の事例が 3 件、② 3 か月以上の遅延の事例が 7 件（うち最長のものは 7 か月以上）となっていた。</p> <p>今後は、奈良県立都市公園条例、奈良県立都市公園条例施行規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 29 年度及び平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 4 5 件（契約額等合計 121,998,226 円）認められた。その態様の内訳は、① 支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 3 4 件（② うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が 8 件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③ 1 か月以上 3 か月未満の事例が 8 件、④ 3 か月以上の事例が 3 件（うち最長のものは 1 0 か月以上）となっていた。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち44件（契約額等合計 121,947,682 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査において、収入事務、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。（注意事項）</p>
	奈良春日野国際フォーラム	平成31年3月19日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が20件（契約額等合計120,441,724 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が18件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち11件（契約額等合計 6,325,576 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
教育委員会	奈良朱雀高等学校	平成31年 4月10日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件(契約額合計 3,272,840円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 2,490,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	山辺高等学校	平成31年 4月17日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 1,209,600円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	高田高等学校	平成31年 4月22日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が20件(契約額合計 26,943,462 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が7件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が13件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち17件(契約額合計 24,364,692 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>工事の不適切な分割発注について</b></p> <p>工事請負契約において、密接に関連し一体的発注が妥当と考えられる工事を複数件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる場合の上限額250万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っている案件が6件(契約額合計 14,051,340 円)認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則に基づき、事前に十分な調査、検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	奈良情報商業高等学校	平成31年 4月17日	<p><b>行政財産使用料等の調定漏れ及び調定事務の遅延について</b></p> <p>平成30年度の調定事務について、行政財産使用料の調定</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>漏れの事例が2件（合計 10,500 円）、高等学校授業料の調定が2か月以上遅延していた事例が1件（第1期9名分 445,500 円）認められた。</p> <p>今後は、行政財産使用料条例、奈良県立学校における授業料等に関する条例、奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図られたい。 （注意事項）</p> <p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 556,302 円）認められた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の2件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記の2件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
	青翔高等学校	平成31年 4月12日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 80,897 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
	青翔中学校	平成31年 4月12日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	奈良北高等学校	平成31年 4月10日	<p><b>現金出納簿の月例検査の未実施について</b>  資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長は、毎月末日に検査を行うこととされているのに、平成28年11月から平成30年10月まで24か月にわたり、この月例検査を行っていなかった。  今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p><b>委託料の誤払について</b>  平成30年度の業務委託契約1件(契約額 3,348,000円)について、受託者の請求に基づき1か月分の委託料 279,000円を支払うべきところ、契約金額の全額 3,348,000円を誤って支払い、後日その差額 3,069,000円の返還を受けていた。  今後は、委託料等の支出事務において、請求金額等の確認を徹底するとともに、決裁過程における内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>  委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 538,392円)認められた。  契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならない当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。  今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みられたい。(注意事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b>  今回の監査において、契約事務、支出事務、現金出納事務等について、不適正な事務処理が散見された。  事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実を図られたい。(注意事項)</p>
	磯城野高等学校	平成31年 4月17日	<p><b>収入証紙収納簿の記載誤りについて</b>  証紙収入については、交付手数料を除き、申請書を受理した日に消印を行い、消印日を収入証紙収納簿の収納月日</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>に記載することとされているが、平成 30 年度の証明事務手数料について、証明書交付日を収入証紙収納簿に記載していた。</p> <p>今後は、奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)</p> <p><b>資金前渡職員の異動に係る資金前渡の精算手続の不備について</b></p> <p>資金の前渡を受けたものは、異動があったときは、直ちに前渡資金に係る経費について精算書を作成し、支出命令者に提出して精算しなければならないとされているが、平成 30 年 4 月 1 日の資金前渡職員の異動の際、平成 29 年度の資金前渡支出について直ちに精算が行われていなかった事例が 5 件 (計 91,740 円) 認められた。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 6 件 (契約額合計 955,742 円) 認められた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち 5 件 (契約額合計 919,742 円) では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記のうち 1 件 (契約額 36,000 円) では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について</b></p> <p>自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用后その使用状況を所属長に報告することとされているが、平成 30 年度分 (使用回数 2 台分計 285 回) について、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。</p> <p>今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	大和広陵高等学校	平成 31 年 4 月 22 日	<p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされている</p>



部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>が、平成 30 年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 5 件（契約額合計 498,400 円）認められた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の 5 件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記の 5 件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	大淀高等学校	平成 31 年 4 月 19 日	<p><b>高等学校授業料の調定事務の遅延について</b></p> <p>平成 30 年度の高等学校授業料について、調定手続が調定すべき日から 1 か月以上遅延していた事例が 2 件（第 1 期分 10 名分、第 2 期分 5 名分 調定額合計 693,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図られたい。（注意事項）</p> <p><b>赴任旅費の過年度支出について</b></p> <p>平成 28 年度の赴任旅費（1 件 83,960 円）の支給について、赴任した職員から支給に必要な書類が提出されたのに、旅費担当職員が旅費システムによる手続を行わなかったことなどにより、赴任した日から 1 年 11 か月を超えて支払が遅延し、過年度支出となっていた。</p> <p>会計年度について、地方自治法第 208 条第 2 項において「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」と規定し、いわゆる会計年度独立の原則を定めている。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則に基づき適正な事務処理に努めるとともに、複数職員による確認を十分に行うなど、内部のチェック体制の整備等を図られたい。（注意事項）</p> <p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が 4 件（契約額合計 646,320 円）認められた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち 3 件（契約額合計 349,320 円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>また、上記の3件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	十津川高等学校	令和元年 8月20日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 2,130,748 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が4件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件(契約額合計 2,100,378 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち2件(契約額合計 73,374 円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査において、収入事務や支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	奈良西養護学校	平成31年 4月24日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされている</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>が、平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 7 件(契約額合計 1,092,858 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 6 件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、② 3 か月以上の事例が 1 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならない当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1 件(契約額 599,400 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち 3 件(契約額合計 139,058 円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>業務委託契約に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>産業廃棄物収集運搬・処分業務については、長期継続契約が認められておらず会計年度ごとに契約の締結及び契約書の作成を行わなければならない業務である。しかし、平成 26 年度に、会計年度を超えた 1 年間を有効期間とするとともに自動更新条項(有効期間満了の 1 か月前までに契約者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り同一条件で契約が更新されたものとし、その後も同様とする旨の規定)を盛り込んだ業務委託契約を締結し、平成 27 年度から平成 30 年度までの間に、入札や見積競争を行わず上記の自動更新条項に基づいて上記の契約を継続したこととし、会計年度ごとに契約の締結及び契約書の作成を行っていなかった。(平成 30 年度の契約額 54,000 円)</p> <p>今後は、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」、同施行規則等に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	二階堂養護学校	平成 31 年 3 月 20 日	<p><b>通勤手当の誤支給について</b></p> <p>通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため過払となっている事例が 1 件(過支給額 15,000 円)認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 29 年度及び平成 30 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 20 件(契約額合計 28,843,596 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が 6 件(②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が 1 件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③ 1 か月以上 3 か月未満の事例が 14 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 14 件(契約額合計 27,851,296 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p>
警察本部	高田警察署	平成 31 年 3 月 8 日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成 30 年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が 1 件(契約額 98,388 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>

## ウ 参照資料

別表1 支出負担行為の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延					
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数			
			業務完了後	左のうち会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延
広報広聴課	2	427,460	2	1		
統計課	5	530,160	5			
安全・安心まちづくり推進課	2	88,992	2			
総務部企画管理室	1	131,220			1	
行政経営・ファシリティマネジメント課	1	15,120	1			
地域政策課	2	434,160	2			
文化振興課	1	43,200	1			
文化資源活用課	2	327,726			2	
福祉医療部企画管理室	1	136,404			1	
介護保険課	1	136,404			1	
病院マネジメント課	1	4,998,720			1	
景観・自然環境課	2	4,602,600			2	
マーケティング課	1	169,874	1			
奈良の木ブランド課	2	3,012,768			2	
技術管理課	4	158,591,520			4	
河川課	1	20,000			1	
住まいまちづくり課	1	36,567,720	1			
建築安全推進課	3	190,000				3
会計局	1	895,536			1	
議会事務局	14	2,577,096	14			
教育委員会企画管理室	1	16,200	1			
福利課	1	58,565	1			
文化財保存事務所	18	6,464,602	17	8	1	
人事委員会事務局	1	140,400	1			
監査委員事務局	1	44,280	1	1		
旅券事務所	2	88,560	2			
外国人支援センター	1	36,504	1			
吉野保健所	1	999,615	1	1		
中央こども家庭相談センター	1	181,440			1	
森林技術センター	1	1,458,864			1	
高田警察署	1	98,388	1			
31所属計	77	223,484,098	55	11	19	3

別表2 支出負担行為の遅延及び契約書の作成について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成		令達未済	
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数				支出負担行為なし			
			業務完了後	左のうち会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延	件数	契約金額		
									件数	契約金額
法務文書課	3	145,920				3	1	29,160		
保健体育課	1	2,015,459	1	1			1	2,015,459		
県警本部	2	183,600	2				1	151,200		
奈良情報商業高等学校	2	556,302	2				2	556,302	2	556,302
磯城野高等学校	6	955,742	6				5	919,742	1	36,000
大和広陵高等学校	5	498,400	5				5	498,400	5	498,400
大淀高等学校	4	646,320	4				3	349,320	3	349,320
7所属計	23	5,001,743	20	1		3	18	4,519,583	11	1,440,022

別表3 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成				令達未済	
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数				遅延		支出負担行為なし			
			業務完了後	左のうち会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延	件数	契約金額	件数	契約金額		
											件数	契約金額
防災総括室	2	2,866,540	1		1		2	2,866,540				
消防救急課	5	131,644,392	1		4		2	427,416				
総務厚生センター	4	2,880,284	1		3		1	149,040				
税務課	5	43,735,183	3		2		1	702,000				
管財課	21	49,000,581	15		5	1	8	32,076,084				
国際芸術家村整備推進室	1	7,624,800			1		1	7,624,800				
市町村振興課	4	3,694,998	4				1	2,840,130				
南部東部振興課、奥大和移住・交流推進室	5	5,036,785			5		5	5,036,785				
うだ・アニマルパーク振興室	12	7,657,308	8	2	3	1	7	7,334,868				
教育振興課	1	2,000,000			1		1	2,000,000				
ならの観光力向上課、インバウンド・宿泊戦略室	8	173,323,530	7		1		1	170,946,000				
地域福祉課	6	100,877,996			6		6	100,877,996				
長寿・福祉人材確保対策課	5	51,073,459			3	2	3	50,637,459				
障害福祉課	5	50,837,600			5		5	50,837,600				
医療保険課	1	511,199,000				1	1	511,199,000				
地域医療連携課、医師・看護師確保対策室	10	35,058,562	3	1	7		7	34,209,000				
健康対策課	7	1,607,240	3		4		3	1,260,560				
疾病対策課	7	8,218,864	3		4		6	8,147,152				
薬務課	4	1,954,584	1		2	1	1	248,616				
子育て支援課	3	892,296			3		2	842,400				
こども家庭課	4	2,033,200			3	1	4	2,033,200				

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成				令達未済	
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数				遅延		支出負担行為なし			
			業務完了後	左のうち 会計年度 終了後	1月以上3 月未満遅延	3月以上 遅延	件数	契約金額	件数	契約金額		
											件数	契約金額
青少年・社会活動推進課	5	5,928,236			5		3	4,574,000				
スポーツ振興課	5	6,901,513			5		4	6,745,993				
人権施策課	1	657,000			1		1	657,000				
消費・生活安全課	3	5,957,640			3		2	2,547,330			1	3,410,310
環境政策課	1	957,528			1		1	957,528				
産業振興総合センター	8	2,530,555	3		3	2	4	1,974,312				
農業水産振興課	1	1,000,000			1		1	1,000,000				
担い手・農地マネジメント課	3	2,243,810	2		1		2	1,940,400				
農村振興課	3	64,643,000			3		1	4,950,000				
林業振興課	1	260,000			1		1	260,000				
森林整備課	21	129,630,830			21		21	129,630,830				
道路管理課	5	130,189,354			2	3	4	114,412,154				
公園緑地課	1	7,268,400			1		1	7,268,400				
奈良公園室	2	18,238,295			2		2	18,238,295				
学校支援課	10	53,058,132	3	1	4	3	9	53,011,692				
教職員課	6	12,138,824	1	1	4	1	1	1,944,000	1	1,865,000		
学校教育課、生徒指導支援室	16	31,536,576	3	2	13		13	30,739,680				
人権・地域教育課	1	772,000			1		1	772,000				
文化財保存課	6	11,780,047	1	1	4	1	6	11,780,047				
消防学校	4	1,181,952	2		1	1	4	1,181,952			1	91,800
郡山保健所	2	571,128			2		1	483,000				
保健研究センター	2	204,180	1		1		1	172,800				
精神保健福祉センター	1	642,816			1		1	642,816				
野外活動センター	3	2,224,880	3				3	2,224,880				
消費生活センター	1	77,760			1		1	77,760			1	77,760
景観・環境総合センター	8	2,180,994	8				6	1,921,578				
競輪場	10	137,818,717	3		5	2	2	32,309,600	6	102,828,008		
農業研究開発センター	6	2,169,286	1		3	2	3	676,726	2	968,760		
流域下水道センター	30	121,439,846	3		27		3	3,151,440				
中和公園事務所	45	121,998,226	34	8	8	3	44	121,947,682				
奈良春日野国際フォーラム	20	120,441,724	2		18		11	6,325,576				
奈良朱雀高等学校	3	3,272,840	3				1	2,490,000				
山辺高等学校	1	1,209,600	1				1	1,209,600				
高田高等学校	20	26,943,462	7		13		17	24,364,692				
青翔高等学校	2	80,897	2				2	80,897				
奈良北高等学校	4	538,392			4		4	538,392				
十津川高等学校	7	2,130,748	4		3		6	2,100,378			2	73,374
奈良西養護学校	7	1,092,858	6				1	599,400	3	139,058		
二階堂養護学校	20	28,843,596	6	1	14		14	27,851,296				
64 所属 計	415	2,253,972,844	149	17	240	26	272	1,616,050,772	12	105,800,826	5	3,653,244

## 第2 財政的援助団体等監査

### 1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどについて、監査を実施した。

### 2 監査実施状況 (単位: 団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
3	2	—	5

### 3 監査の結果

#### (1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
2	0	0	2

#### (2) 指摘事項等の内容別

項目	内容	件数	対象団体
収入	会計処理における証拠書類の不備について	1	ムジークフェストなら実行委員会
執行体制	ムジークフェストなら2015における決算書の誤り等について	1	ムジークフェストなら実行委員会



#### 4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	令和元年8月22日
-----	-----------	-------	-----------

##### (1) 団体設立の目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### (2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 10,000,000 円は、全額県の出資
- イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成 30 年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、8,310,688,851 円

##### (3) 財務の状況

##### 貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,193,089,941	流動負債	9,777,227,260
現金及び預金	2,146,179,083	未払金	1,445,838,269
事業未収金	14,505,352	短期借入金	8,310,688,851
代行用地	9,781,024,245	未払費用	18,418,696
完成土地等	193,283,150	預り金	981,444
代替地	57,850,331	前受収益	1,300,000
前払費用	247,780	固定負債	0
固定資産	1,068,976,023		
有形固定資産	458,958,726	負債合計	9,777,227,260
投資その他の資産	610,017,297	資本金	10,000,000
		基本財産	10,000,000
		準備金	3,474,838,704
		前期繰越準備金	3,580,402,889
		当期純損失	△ 105,564,185
		資本合計	3,484,838,704
合 計	13,262,065,964	合 計	13,262,065,964

損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	3,604,391,772	事業収益	3,612,515,138
公有地取得事業原価	3,590,911,438	公有地取得事業収益	3,584,089,038
土地造成事業原価	8,930,250	土地造成事業収益	5,820,100
附帯等事業原価	4,550,084	附帯等事業収益	22,606,000
販売費及び一般管理費	108,559,583	事業外収益	5,999,142
事業外費用	1,243,100	受取利息	446,675
消費税	1,243,100	有価証券利息	5,524,640
特別損失	9,884,010	雑収益	27,827
固定資産売却損	9,884,010	特別利益	0
		その他の特別利益	0
		当期純損失	105,564,185
合 計	3,724,078,465	合 計	3,724,078,465

**(4) 監査の結果**

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	奈良県道路公社	実施年月日	令和元年8月22日
-----	---------	-------	-----------

### (1) 団体設立の目的

有料道路の新設、維持管理等を行うことにより地域の幹線道路の整備促進と県民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

### (2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本金 36,760,000,000 円は、全額県の出資
- イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成 30 年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、13,600,000,000 円

### (3) 財務の状況

#### 貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,302,100,030	流動負債	15,106,364,036
預金	724,757,989	未払金	1,505,760,820
未収金	1,577,342,041	短期借入金	13,600,000,000
固定資産	110,431,892,496	未払費用	2,410
事業資産	110,404,463,174	預り金	600,806
道路	110,404,463,174	固定負債	0
有形固定資産	27,429,322	長期借入金	0
建物	44,851,235	特別法上の引当金等	60,867,628,490
機械及び装置	6,283,325	道路事業損失補てん引当金	8,553,572,313
車両及び運搬具	3,268,665	償還準備金	52,314,056,177
工具・器具及び備品	1,092,464		
有形固定資産減価償却累計額	△ 28,066,367	(負債合計)	75,973,992,526
		基本金	36,760,000,000
		奈良県出資金	36,760,000,000
		(資本合計)	36,760,000,000
合 計	112,733,992,526	合 計	112,733,992,526

損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
業務管理費	6,634,388,662	業務収入	8,518,881,921
道路管理費	2,087,676,524	道路料金収入	8,516,697,863
道路料金収入配分費	4,546,712,138	業務雑収入	2,184,058
一般管理費	120,142,777	受託業務収入	556,421,723
受託業務損	556,421,723	業務外収入	7,662,407
諸減価償却費	1,682,052	利息収入	0
有形固定資産減価償却費	1,682,052	雑益	7,662,407
諸引当損	1,763,785,185		
道路事業損失補てん引当損	367,589,924		
償還準備金繰入損	1,396,195,261		
業務外費用	6,545,652		
支払利息	6,399,611		
雑損	146,041		
合 計	9,082,966,051	合 計	9,082,966,051

**(4) 監査の結果**

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人 奈良県暴力団追放県民センター	実施年月日	令和元年8月19日
-----	-----------------------	-------	-----------

### (1) 団体設立の目的

暴力団員による不当な行為を防止するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。

### (2) 県の財政的援助等の状況

基本財産768,510,000円のうち561,800,000円（約73.1%）を出捐

### (3) 財務の状況

#### 貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,083,453	流動負債	326,498
現金預金	2,060,143	前受収益	84,113
前払金	9,790	預り金	242,385
前払費用	13,520	固定負債	6,031,606
仮払金	0	退職給付引当金	6,031,606
固定資産	814,474,308		
基本財産	768,510,000	(負債合計)	6,358,104
特定資産	45,031,606		
その他固定資産	932,702		
		指定正味財産	768,510,000
		一般正味財産	41,689,657
		(正味財産合計)	810,199,657
合 計	816,557,761	合 計	816,557,761

損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	19,043,774	事業活動収入	16,512,986
事業費支出	12,699,480	基本財産運用収入	7,279,762
管理費支出	6,344,294	特定資産運用収入	3,219
投資活動支出	350,633,340	講習受託収入	1,025,000
基本財産取得支出	350,000,000	賛助金・寄付金等収入	8,205,000
特定資産取得支出	374,140	雑収入	5
固定資産取得支出	259,200	投資活動収入	353,013,640
		基本財産取崩収入	350,000,000
		特定資産取崩収入	3,000,000
		投資有価証券売却収入	13,640
当期支出合計(a)	369,677,114	当期収入合計(b)	369,526,626
当期収支差額 (b) - (a)	△ 150,488		

**(4) 監査の結果**

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会	実施年月日	平成31年4月18日
-----	------------------	-------	------------

**(1) 補助金等を交付した団体の目的**

平城宮跡内及びその周辺において、持続的にぎわいを創出する事業を実施することにより、平城宮跡及びその周辺の歴史・文化資産の価値を広めることを目的とする。

**(2) 補助金等の交付状況**

平成29年度の補助金等は、次のとおりである。

平城宮跡にぎわいづくり実行委員会負担金 229,405,242円

**(3) 監査の結果**

県が補助を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	ムジークフェストなら実行委員会	実施年月日	平成31年4月18日
-----	-----------------	-------	------------

**(1) 補助金等を交付した団体の目的**

奈良県の多彩な魅力やポテンシャルを活かし、魅力ある音楽祭を開催することで、質の高い文化芸術に触れる環境づくりを進めることを目的とする。

**(2) 補助金等の交付状況**

平成29年度の補助金等は、次のとおりである。

ムジークフェストなら実行委員会負担金 133,500,000円

**(3) 監査の結果**

**会計処理における証拠書類の不備について（指摘事項）**

ムジークフェストなら実行委員会財務規程により、収入の調定には、収入額を明らかにする資料を添付することとされているが、平成29年1月から12月までの収入調定票（38件）について、収入額（合計 173,829,121円）を明らかにする資料が添付されていなかった。

今後は、実行委員会財務規程に基づき、会計処理について適正な事務処理に努めるべきである。

### **ムジークフェストなら2015における決算書の誤り等について（指摘事項）**

ムジークフェストなら 2015 において、前年度繰越金、事業収入、協賛金、諸収入、旅費等の事業費及び次年度繰越金の額を誤って計上して決算書を作成していた。

また、作成した上記の決算書について、ムジークフェストなら実行委員会財務規程により決算において付すこととされている監事の監査に付さないまま、総会に諮り、承認を得るなどして、決算を適切に行っていなかった。

今後は、適正な会計事務を行うとともに、実行委員会財務規程に基づき、適正に事務手続を行うべきである。